

しっかり君ファミリーが消費生活に関する情報をお伝えしていきます。

「いつでも」「どこでも」「みんなで」  
消費生活について学びませんか！

## 消費生活 移動講座

### をご利用ください!!



しっかり君

- 消費者トラブルの未然防止や消費生活知識の普及のため、学校や地域の団体などが開催する授業・講座に消費生活相談員を講師として無償で派遣します。



消費者として  
注意すべきことを  
教えてくれるよ。



うっかり君

**対 象** 県内の学校、自治会、  
老人会などのグループ

**開 催 日** 原則として月曜日～金曜日

**講座時間** 約1時間程度（ご要望に応じて90分の講座も可能です）

**テ ー マ** 消費者トラブルの事例紹介と未然防止方法、高齢者の見守り活動、  
消費者市民社会についてなど、ご要望のテーマでお話しします。

#### お申し込みにあたって

- 会場の手配や設営、参加者の募集は主催者でお願いします。
- 講師謝礼・交通費など講師派遣にかかる費用は無料です。
- 日程調整のため、講座開催希望日の1カ月前までにご連絡をお願いします。

#### お申し込み・お問い合わせは

奈良県消費生活センター  
総務啓発係

TEL：0742-36-0621

FAX：0742-32-2686

詳しくは、問い  
合わせてみよう。



のんびりバーバ

最近の消費者トラブルと  
その対策をわかりやすく  
教えてくれるぞ！



ほんやりジージ

※困った、どうしようと思ったら、〳

## 消費者ホットライン



# 188

(局番なし)

お住まいの市町村などにある最寄りの相談窓口をご案内します。

# こんなご相談が増えています

## SMSを用いて未納料金の名目で金銭を支払わせようとする実在の会社をかたる架空請求

### 事例 1

スマートフォンなどの携帯電話に「未納料金を滞納しております。ご連絡なき場合は法的手続きに移ります。ヤフー。」などと記載したSMS（ショートメッセージサービス）<sup>\*1</sup>を送信するとともに、SMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「お客様は1年間のヤフーのご利用にあたって、料金を●万円滞納されています。」「支払い方法はお近くのコンビニエンスストアでギフトカードを買って、そのギフト券番号を教えてください。」などと告げ、インターネットサイトの有料サービス等の未納料金名目で金銭を支払わせようとする。

### 事例 2

携帯電話に「有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行いたします。アマゾン●●」などと記載したSMSを送信するとともに、SMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「お客様は●●という動画サイトを利用しており、料金未納の悪質な利用者だとみなされて請求が上がっています。」「本日中に支払わなければ民事裁判へ移行します。」などと告げ、有料動画の未納料金の名目で金銭を支払わせようとする。

<sup>\*1</sup> メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス。

### なりすましに使われた事業者名称

- ヤフー、ヤフーサポートセンター、ヤフージャパン、ヤフーカスタマーセンターなど、いずれも名称に「ヤフー」が含まれています。
- アマゾン、アマゾンジャパン相談係、アマゾンサポートセンター、アマゾン(株)受付センターなど、いずれも名称に「アマゾン」が含まれています。
- なりすましで使われたこれらの事業者は、実在するヤフー株式会社およびその関係会社や実在のアマゾンジャパン合同会社またはその関係会社とは**全く無関係**です。



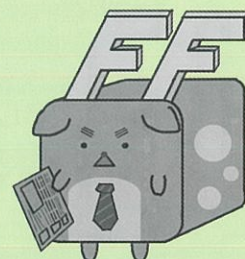
消費者庁イラスト集より

### 典型的な詐欺の手口はこういうところ

- SMSを用いた請求。  
実在のヤフー株式会社・アマゾンジャパン合同会社及びその関係会社が未納料金などの連絡にSMSを利用することはありません。
- 「本日中に連絡を」「本日中に支払え」と急がせることは訴訟等の手続きにはありえません。
- 「ギフト券を購入してその番号を連絡しろ」というのは他の詐欺でも使われています。
- 一度連絡するとつながった電話を切らせないようにします。考える時間や公的な機関、周囲の人に相談する時間を与えないようにするためです。

身に覚えがなくても不安になって連絡をすると、次々と個人情報聞き出されてしまうので、**絶対に連絡しない**でください。事業者からの請求に一度でも応じてしまうと、それ以降も金銭を請求される恐れがあります。おかしいと思ったら、一人で判断せず、まずは相談してください。

消費者ホットライン ☎ **188** (局番なし) へ



きっちりパパ

# くらしのAN・AN情報

あんぜん

あんしん



## 骨折も！屋内遊戯施設での事故に注意しましょう。

**事例1** 屋内遊戯施設で、子どもが大きなエア遊具の中にある空気入りの馬の乗り物にまたがっていたところ、1メートルほど下に落ちて左腕を骨折した。

(当事者：4歳 男児)

**事例2** 大型ショッピングセンター内にある有料の遊園地で、子どもが網状になっているトンネルのような遊具で遊んでいたところ、突然大きな泣き声が出て、口を血だらけにしてうずくまっていた。歯医者に連れて行ったところ「前歯4本がグラグラになっているので抜歯した方がいい」と言われ、抜歯した。

(当事者：5歳 男児)

### ひとこと

- 屋内遊戯施設は天候や気温に左右されず遊ぶことができ、人気を集める一方、施設内で骨折等のけがをしたという報告も寄せられています。
- 遊具を利用する際は、事前に対象年齢や安全性に関する表示を十分に確認しましょう。
- 子どもは想定外の動きをすることがあります。保護者は必ず付き添い、目を離さないようにしましょう。
- けがをしたり、危険を感じたりした場合は、直ちに施設の管理者に知らせるようにしましょう。

独立行政法人国民生活センター  
「子どもサポート情報 第119号」より



## 高齢者の生活動線を点検して転倒事故を防ぎましょう。

**事例1** トイレに行こうと歩いていて廊下の段差で転倒した。鼻を骨折していた上、くも膜下出血と診断され入院となった。

(80歳代 男性)

**事例2** パンを食べようとキッチンに行ったところ、トースターのコードに引っかかって転倒。キッチンで額を打ち出血したため、病院に搬送された。

(80歳代 男性)

### ひとこと

- 家庭内で転倒し、骨折するなど、高齢者の日常生活における転倒事故が報告されています。
- 高齢者は加齢等による身体機能の低下により、自宅のような慣れ親しんだ場所でも事故に遭うリスクがあります。高齢者の心身の変化に合わせて、家族などが家庭内の環境を再確認しましょう。
- 段差や電源コード、暗い場所など転倒の原因となりそうなものを減らしたり、家電製品の配置に気を付けたりするなど、高齢者の生活動線を点検することが大切です。
- 定期的に電話を掛けたり訪問したりするなど、家族や周囲の人が高齢者とコミュニケーションをとり、様子を見守りましょう。

独立行政法人国民生活センター  
「見守り新鮮情報 第293号」より



見守りが大事だね！

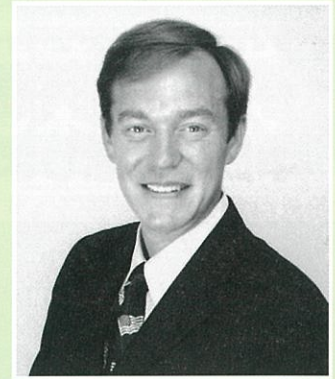
うっかり君

## 平成30年度 消費者フォーラム in 奈良

ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～

私たちの暮らしを取り巻く環境は高齢化の進行、高度情報化・通信社会の進展などさまざまな展開をみせており、多くの課題を抱えています。

そんな社会において、よりよい暮らしを送るためにはどうすればよいか、日米の生活体験を交え ユーモアたっぷりにお話しいただきます。



### 日 時

平成30年 6月17日 日

13:30～15:30 (受付13:00～)

### テーマ

よりよい暮らしへのお役立ちヒント

～日米の生活体験を通じて～

### 講 師

ダニエル・カール氏

アメリカ出身。高校時代、交換留学生として奈良県智弁学園に1年間在日。大学卒業後、文部省英語指導助手として山形県に赴任し、3年間英語教育に従事。その後上京し、セールスマン、翻訳・通訳会社設立を経て、数十年前からテレビ・ラジオ等の仕事を兼務し、現在に至る。

### 場 所

なら100年会館 中ホール 奈良市三条宮前町7番1号

### 定 員

400名 (先着順・定員に達し次第締め切らせていただきます)

### お申込みについて

1. はがきかFAXに、「消費者フォーラム参加希望」と明記し、参加者全員(1枚につき2名まで)の郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号をご記入の上、下記申込・問合せ先に送付ください。奈良県消費生活センターのホームページからも申し込み可能です。
2. 参加の可否は、開催の1週間前頃、参加証の送付により通知します。フォーラム当日、会場受付にてご提示ください。
3. 取得した個人情報については、適切に管理し、本フォーラムの運営以外の目的には使用しません。
4. 当日は、取材が入る可能性がありますので、写真撮影等があることは予めご了承願います。

### 申込・問合せ先

奈良県消費生活センター 〒630-8122 奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階

FAX: 0742-32-2686 ホームページ <http://www.pref.nara.jp/1746.htm>

TEL: 0742-32-0621 (受付時間9:00～17:00(土日祝日を除く)) ※お電話での申し込みは受け付けておりません。

主催：奈良県消費生活センター、奈良県金融広報委員会

## 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

消費生活相談 ☎ 0742-36-0931

月～金 9:00～16:30 年末年始、祝休日は除く

消費者教育・啓発 ☎ 0742-32-0621

(共 通) FAX 0742-32-2686

## 奈良県消費生活センター中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター3階

消費生活相談 ☎ 0745-22-0931

FAX 0745-22-4999

月～金 9:00～16:30 年末年始、祝休日は除く

ひとりで悩まないで、  
まずは相談！

消費者ホットライン

い や や  
☎188